

避難する場合は最寄りの「地域避難所」に避難しましょう。

### 地域避難所

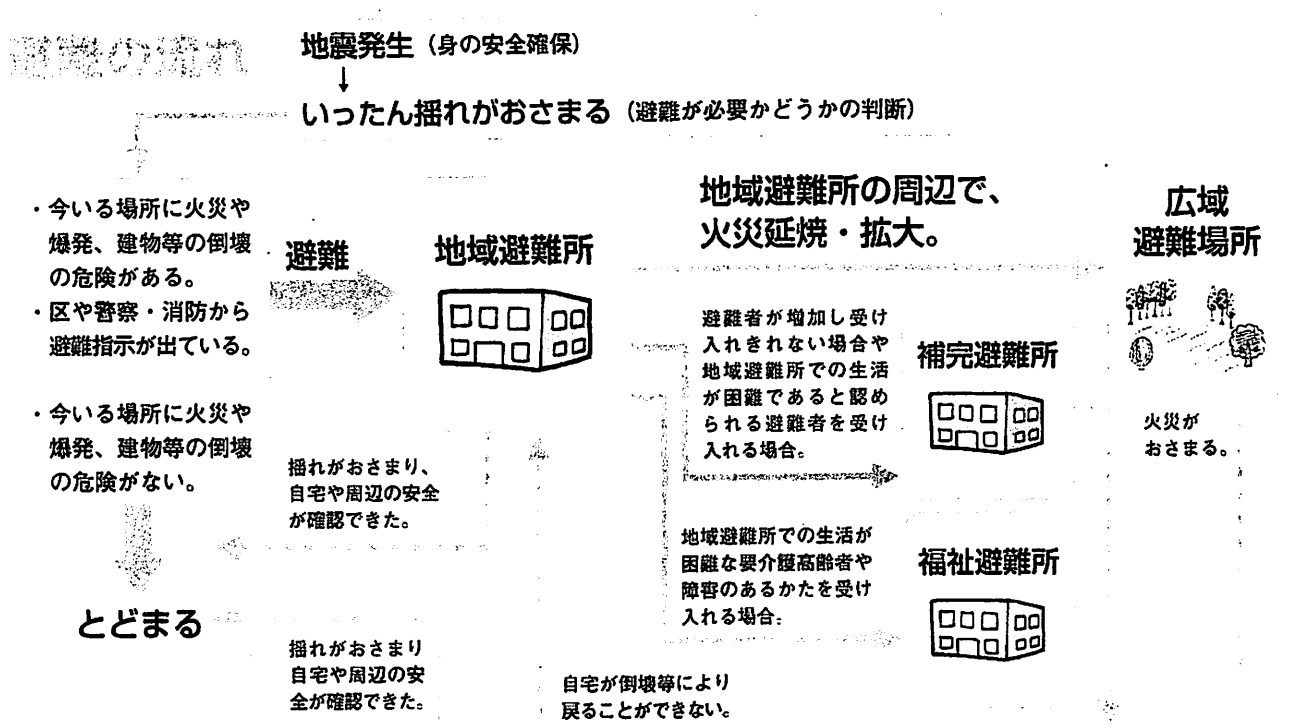
家屋の倒壊や火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合に利用する避難所です。一時避難する場ですが、自宅等に戻ることができないかたの一時的な生活の場となります。災害情報などが入手でき、救援活動の拠点ともなります。お住まいの近くの地域避難所に避難します。なお、風水害時には原則、目黒川流域の地域避難所6か所（第一中学校、菅刈小学校、東山小学校、烏森小学校、中目黒小学校、大鳥中学校）の中から状況に応じて開設します。（状況によっては上記6か所以外の避難所を開設することもあります。）

### 福祉避難所

地域避難所での生活が困難な要介護高齢者や障害のあるかたを受け入れる場合に利用する避難所です。

### 広域避難場所

地域避難所に火災の延焼などの危険が迫り、さらに避難が必要となった場合に、警察署や消防署の協力を得て集団で避難する場所です。ここで火が消えるのを待ち、身を守ります。その他、避難者が増加して地域避難所で受け入れできない場合や、地域避難所での生活が困難であると認められる避難者を受け入れる補完避難所や、台風等で洪水や土砂災害等の災害が発生する恐れのある時、避難情報の発令前でも事前に避難を希望する人を対象に、一時的に開設する自主避難所があります。



目黒区の地域避難所運営について ～防災課の現時点で考えている対応～ 文書による回答の一部 (2022.9 木村)

1) 地域避難所は、家屋の倒壊や、火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合に利用する避難所としておりますが、余震による被害を恐れて避難する方も想定されるため、自宅が無事な方の滞在を必ずしも拒むものではありません。

また、地域避難所は、避難所避難者だけでなく、在宅避難者にとっても物資や情報の提供の拠点となるため、在宅避難者が地域避難所で情報の入手、特設電話の使用、生活物資の不足分の受給を行うことは可能です。

2) 自由が丘駅周辺で帰宅困難者が滞留した場合、避難所運営協議会及び区災害対策本部で協議し、地域避難所(緑ヶ丘小学校・自由が丘学園高等学校)で帰宅困難者を受け入れる場合もあります。

また、地震等大きな災害が発生し、駅周辺で延焼火災が発生したときには、帰宅困難者対策協議会や区が、警察や消防と連携し、広域避難場所である駒沢公園または東工大のグラウンドに避難誘導することが考えられます。

3) 区立小・中学生の児童・生徒は、災害時の避難所運営の支えとして、地域から非常に期待されていますが、避難所運営は、区と避難所運営協議会、避難者で運営を考えていくものです。

現時点で、区では、区立の小・中学生に対して、あらかじめ協力依頼することは想定しておりません。

4) 原則として、物資は地域避難所を拠点として配布することを想定しており、在宅避難者の自宅に、個別に物資を届けるなどのきめ細かな対応は、困難かと思われます。

協議会としては、地域避難所で効率的に物資を配布するための場所や動線、管理方法等について検討を進めていただくことが重要です。

5) 地域避難所での避難者のうち、福祉避難所や補完避難所への移送に該当すると思われる人たちについては、区の担当職員その他がいつごろ、どのような基準で判断することになるか。

⇒発災から3日間程度で、区災対健康福祉部の職員、包括支援センター職員、ケアマネジャー及び介護・福祉サービス事業所職員等で編成される要配慮者支援チームが、要配慮者の身体状況・環境等を総合的に判断し、入所者を決定することを想定しています。

なお、福祉避難所については、社会福祉協議会がハンディキャブ(障がいをお持ちの方や高齢の方が、車椅子に乗ったまま乗り降りできるリフト付き自動車)で移送することを想定していますが、補完避難所への移送は想定しておりません。

6) 自家用車での避難は、東京都震災対策条例 5 1 条にて禁止されており、校庭にて自家用車で避難生活を送ることは、原則として認められません。

また、避難所での生活は、校舎や体育館を想定しており、テントを利用した校庭などでの屋外避難者は想定しておりません。

しかしながら、屋内避難所が混雑しており、校庭が広く空いている状況で、校庭にテントを建てることを希望する方がいた場合は、区災害対策本部へご相談ください。対応を検討します。

7) 避難者同士のトラブルが発生し、避難所運営本部(協議会や避難者)では対応しきれない場合は、参集指定職員に相談してください。

また、避難者の精神的なケアについては、区災対健康推進部の巡回保健班が、東京都のこころのケアチーム(専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム)と連携して対応することになっています。

8) 区の災害対策本部(事務局)との連絡は、原則として参集指定職員が行います。

参集指定職員及びその他区の職員が不在で、やむを得ない場合は、施設管理者である学校へご相談ください。

9) 区立小中学校の校舎や体育館のエアコンは、ガスや電気で動いているため、ガス・電気のインフラが復旧するまでは使用することができません。なお、東京都地域防災計画では、電気は7日、ガスは60日が復旧目標となっています。

10) 地域避難所では、参集指定職員が不足する物資と、納入が必要な日を、専用の災害情報共有システム等を通して区災害対策本部に要求することになっています。しかしながら、道路等の状況によっては、納入日に必ずしも配達できるとは限らないため、その場合は参集指定職員と区災害対策本部で連絡を取り合い、避難所運営本部に情報共有できるよう努めて参ります。

11) 食や団らん等、避難者の生活環境向上に資する目的でスペースを使用することは、避難所での生活をできるだけ快適に送ってもらうためにも重要です。

しかしながら、現時点では、避難所生活の中で、感染者や感染の疑いのある方が発生する可能性もあり、そのための専用スペースの確保は必要です。

新型コロナウイルス感染症対応の専用スペースの場所については、スペースの用途や動線の確保等、施設ごとの事情を踏まえて選定いただいているため、必要に応じて検討することが望ましくはありますが、施設のレイアウト上変更が難しいということであれば、専用スペースの確保が優先されます。

緑が丘文化会館等の補完避難所については、地域避難所の収容状況等に応じて、区災害対策本部が開設判断をします。避難所の状況について、参集指定職員を通じて適宜確認をし、早期に開設判断ができるよう努めます。

なお、緑が丘文化会館の別館や校庭の一部利用(校庭や体育館の使えない小学生などと避難者の軽い運動やリクリエーションができる場)については、避難所等決められている役割での活用が優先ではありますが、避難所を開設してから一定期間経過して、避難者がある程度落ち着き、施設側からも許可があった場合は、そういった用途で使用していただくことも可能と思われます。

以上

◎ 上記に関して防災課への質問等があれば、自由が丘住区エリア避難所運営協議会会長の木村をとおして文書で行いたいと思います。その節はよろしく願いいたします。

令和 5 (2023) 年 2 月版

# 地域避難所運営マニュアル 発災～ 2 日後

## 緑ヶ丘小学校

目黒区防災課

自由が丘住区エリア避難所運営協議会

### はじめに

1. 目黒区内で震度 5 弱以上の地震が発生した時に、協議会・自治会関係者は可能な範囲で、周囲の被災状況等を確認(写真撮影なども)しながら小学校に集合し、このマニュアルにあるような初期対応を学校教職員・区参集指定職員(以下 参集職員)・避難者と協力して実行します。
2. 住民等は一時避難場所として緑ヶ丘小学校の校庭を利用できます。あらかじめ決められた住民の避難所として利用できる体育館・教室等を利用するには、安全確認協力員等による施設の応急危険度判定の調査がなされ、その結果それぞれに「調査済」(緑色用紙◆建築物は使用可能です) が貼られる必要があります。その判定結果は他に、「危険」(赤色用紙◆この建築物に立ち入ることは危険です)、「要注意」(黄色用紙◆この建築物に立ち入る場合は十分注意してください)があります。荒天等の場合には、状況に応じて施設管理者等の確認の上、災害対策本部が利用の判断を行う可能性もあります。
3. 原則として参集職員が避難者数や地域の被災状況等を目黒区災害対策本部に連絡し、本部長(区長)はその他の情報も検討して、必要と判断したらそこを地域避難所に指定します。
4. 地域避難所に指定された場合は、学校長が発災当初は地域避難所運営本部長となり、学校教職員、参集職員、避難者、地域関係者などは協力して、この「地域避難所運営マニュアル」や「目黒区避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」(以下、「感染症対策マニュアル」)、学校や区の策定したその他のマニュアル・地域防災計画等を参考にし、状況に応じて最善の対応を図ります。
5. 地域避難所は(1)家屋の倒壊や焼失等により自宅で生活できない被災者(避難所生活者)、(2)食糧・水・生活物資・情報を得るため避難所を活用する被災者(在宅被災者)が利用します。状況によって、居住地以外の被災者も受け入れます。
6. 地域避難所の運営のためには、住民のみなさんが「目黒区防災行動マニュアル」などを参考に、日頃からの防災に対する自助努力と地域の防災活動への理解と協力が必須です。

## 地域避難所運営マニュアル 初期対応 緑ヶ丘小学校

2023. 2

(A)災害発生条件：コロナ禍。震6弱～6強。昼間（晴天・曇天）。電気・ガス・上下水利用不可。

予想される避難者数：500人以下。

避難者行動	担当教職員・参集指定職員・スタッフ等の活動	資機材等
① 校庭に集合・待機 *マスク、常備薬等の必需品を持ってくる	1 南門を開錠（半開き）に。必要に応じて西門（保健室横）も。 2 校庭の区割りの設定（児童/住民）：教職員または協議会が担当 3 本部員・スタッフのミーティング（優先する対応と担当人数の調整・確認） 校庭の住民用区割りの設定細分化と誘導（避難者には、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、3密を避けて待機してもらう） 受付で検温、体調・障害等の聞き取りによる分類、人数把握等要 *健康者を12人程度に分ける *要配慮者は家族等と一緒にする *炎天下ならテント、また椅子を必要とする人もいるだろう *安全確認前でも体育館トイレの校庭からの利用を検討する	門の鍵 ライン引き のぼり 放送器具(メガホン) 感染症対策マニュアル 非接触型体温計 コロナ用消毒液 屋外用ブルーシート(自治会) パイプ椅子 テント 案内ボード 事務用品箱 救急箱 机
② 情報の共有	4 避難者数（とその内訳等）を確認する 5 地域の被害状況（役員等が小学校に集まる途中で観察・撮影）、避難者数等を報告する（参集職員が区の災害対策本部へ） 6 ケガ人がいれば保健室へ校庭側から誘導する 7 避難者への情報提供の内容1 *建物の安全確認（応急危険度判定）の実施 *避難所を開設するかどうか区本部の判断待ち *開設が決まれば避難所運営本部を設置する （当初の本部長は学校長、体制が整ったら自治会会長に代わる） *避難所運営本部が当初にすることの内容と協力依頼 *在宅被災者への対応について *ペットの扱いについて *被害状況（地域/区内/その他）	防災無線(教員室) 車椅子(住区センターから)
③ 地域避難所の開設を知る	8 避難者への情報提供の内容2 *避難者の対応案内とその相談窓口の設置（ピロティ/体育館） 9 区本部が必要と判断した時、区長は地域避難所として指定する 10 複数の校門等に避難所旗を掲げる（区防災倉庫より） 11 正門付近に特設公衆電話設置（協議会が区防災倉庫より） 12 避難所運営本部は建物の安全確認の結果を受けて、避難使用場所の決定、割振り、整備をする *体育館本部（机、椅子、事務用品箱、救急箱等、マイク、他）	放送器具 机・椅子 案内ボード(ピロティで) 避難所旗 特設公衆電話 懐中電灯/防犯ブザー マンホールトイレ D型ポンプ（給水用） 受水槽よりの給水資材 リアカー(備蓄品の移動) ブルーシート ホワイトシート(自治会) サバイバルブランケット 養生テープ 段ボール、ござ(自治会) 体操マット パイプ椅子 机
④ 体育館、校舎への避難（指示に従う）	13 避難者を決められた場所に誘導し、協力を求める *利用想定校舎等：体育館、音楽室、ピロティ、ランチルーム、資料ラウンジ、保健室、校舎3階北の5-1、5-2教室、他 *音楽室は食品、援助物資の貯蔵と配布場所として利用する *ランチルーム、資料ラウンジでの避難者ベッドは区が検討中	間仕切り(コパネ/布等) パーティション(屋内テント) 案内ボード(体育館で) テント 組立トイレ 発電機 投光器
⑤ 避難者名簿に記入	◎所定の避難者名簿に記入してもらう（体育館等で）	
⑥ 避難者としてのルールの確認 （今後の話合いで決めるものもある） *グループ内での役割を決める *居住空間の整備	14 受付をピロティに設置し、遅れて来た人を検温等チェックして誘導する 15 必要な備蓄物資の配布準備（防災倉庫→音楽室/配布場所設定） 16 受水槽を利用した飲料水の確保 17 マンホールトイレの設置、必要なら災害用組立トイレも設置 18 発電機、投光器を適切な場所（屋内、屋外）への設置 19 複数のテントを適切な場所に設置 20 夜間の安全性確保への確認（照明、相談・依頼、懐中電灯、防犯ブザー）	

その他、夜が来るまでにする対応

本部	各班の業務進捗状況と修正・補充内容の把握。区・学校との調整。 宮前小地域避難所・自由ヶ丘学園地域避難所・住区センター等との情報交換 避難所運営本部の今後の対応の検討（緊急対応の見直し、補充物資の確認・要請、その他）
総務・情報班	避難所整備・進行状況を写真・文書で記録する。ノートパソコン、スキャナーの利用。 事務用品（ノートPC他）、懐中電灯・防犯ブザー類の確保と貸与・返却対応（夜間） 避難者・スタッフからの要望（口頭、メモ）等への対応と記録 掲示板の設置と管理（体育館内、ピロティの放送室側、ランチルーム） 避難所案内・避難所内ルールの検討と掲示
施設・安全班	体操マット・サバイバルブランケット・ござ・段ボール・パーティション等の使用検討と対応 トイレの設置にともなう整備（テント、囲い幕、手洗い設備、ロール紙、ゴミ袋） ガソリン・灯油缶等の危険物の保管場所と量の確保、携帯・スマホ用電源の確保 ◎校内の安全・安心点検（特に校庭・体育館・設置資機材）
保健・衛生班	避難者と特に要支援者（高齢・障害・乳幼児・妊婦等）等への対応と記録 ゴミ袋置き場、ゴミ置き場の設置後の利用状況の確認と整備 体育館等、室内、屋外の清掃・衛生対応
給食・物資班	夕食および翌朝食の準備（非常食・アルファ化米・レトルト食品・パン缶詰・・・） 毛布・サバイバルブランケット等の配布 湯を沸かせる大型炊飯器の設置（本部と場所の調整） その他必要物資の洗い出しと調達（本部・参集職員と連携）

◎ 避難所運営スタッフの確認しておきたいこと（目黒区で震度5弱以上の地震があった場合）

- 1 自分や家族の身の安全を図る。
- 2 電気・ガス等の器具の使用を止めて、ライフラインの利用状態を確認する。
- 3 自分の家の中や周りの散乱物をおる程度片付ける。
- 4 その後、緑ヶ丘小の校庭に集まる。その途上でまちの被災の状況(家屋、電柱・電線、道路・マンホール等の被害と人的被害)をチェックする。必要だと思えば場所の特定と画像を撮る。校長・参集指定職員等と情報の共有をする。
- 5 発災当初は、避難所運営スタッフの中の消防団や防災区民組織に所属する人たちは集まることができない。
- 6 発災当初からしばらくの間は、小学校の校長以下教職員や区の参集指定職員が主に対応することになるので、自治会のスタッフ等はそれに協力することになる。
- 7 校庭は一時(いつとき)集会場になるので、多様な避難者が集まる可能性がある。コロナ対応を含む受付や区分けおよび要配慮者への支援等と、集まった人たちへの情報提供が必要になる。

◎ 以上、地域避難所マニュアル・初動対応/緑ヶ丘小学校(以下、マニュアル) の表紙とp.3の1～8に該当

- 8 自宅の損壊や余震の恐れで体育館等への避難を希望する人がいれば、目黒区は緑ヶ丘小を地域避難所に指定するであろう。避難者が少数の場合には、数日後に地域避難所の統廃合もあり得る。
- 9 地域避難所に指定されれば、マニュアル p.3の10～15の対応と協力が求められる。
- 10 ライフラインの各利用可能状況に合わせて、マニュアル p.3の16～20の対応をすることになる。
- 11 その他、上記のような各班が分担する対応がある。

